

# 宇都宮市上下水道局広報紙広告掲載取扱要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市上下水道局広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第13条に基づき、上下水道局広報紙（私たちのくらしと水）（以下「広報紙」という。）への広告掲載（以下「広告掲載」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（広告の位置、規格、広告掲載期間及び広告掲載料）

第2条 広告を掲載する場合の広告の位置、規格、広告掲載期間及び広告掲載料は別表のとおりとし、広報紙の目的を妨げない限度において掲載するものとする。

## （広告掲出の基準）

第3条 広報紙に掲出する広告物は、要綱第3条に定める基準に適合するものでなければならない。

## （広告の配布時期及び配布部数）

第4条 広告を掲載した広報紙の配布時期及び配布部数については、広報紙の当該配布時期及び配布部数の定めるところによる。

## （広告の募集）

第5条 広告の募集は、公募によるものとする。

## （広告掲載の申込み）

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、上下水道局広報紙広告掲載申込書及び掲載予定の広告原稿を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により提出された広告原稿の内容に不適切な表現がある場合には、修正を求めることができる。

3 前項の規定により管理者が修正を求めたにもかかわらず、それに応じない場合には、管理者は即時却下することができる。

## （広告主の決定）

第7条 管理者は、前条第1項の申込みがあったときは、第3条に定める基準により、申込者及び広告内容について審査を行い、その内容が適正であると認めた場合は、広告主に決定するものとする。

2 審査の結果、広告内容が適正と認められなかった場合は、次順位の申込者の広告内容を審査し、広告主を決定するものとする。

3 広告主が決定したときは、その結果を速やかに申込者に通知するものとする。

4 前項の通知は、決定となった申込者に対しては上下水道局広報紙広告掲載決定通知書をもって、不決定となった申込者に対しては上下水道局広報紙広告掲載不決定通知書をもってするものとする。

(契約の締結)

第8条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた申込者は、広報紙の広告掲載に係る契約について、管理者と締結できるものとする。

2 管理者は、承諾をした後の事情変更等により、広告の内容等が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めたときは、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めることがある。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広報紙に掲載する広告原稿は、広告主が経費を負担するものとし、広告主又は広告取扱者が、管理者の指定する仕様に従って作成し、管理者が指定する期日までに電子データで提出する。

(広告掲載料の納付)

第10条 第8条第1項の規定に基づき上下水道局と契約を締結した広告主は、管理者が定める期日までに別表に定める料金（以下「広告掲載料」という。）を一括して納付するものとする。ただし、管理者が特に認めたときはこの限りでない。

(広告掲載の許可の取消し)

第11条 要綱第8条第3号に規定する管理者が適切でないと判断するときは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告掲載料が前条による期日までに納付されないとき。
- (2) 広告掲載の原稿提出が管理者の指定する期日までになされないとき。
- (3) 広告主又は広告取扱者が、第8条第2項の規定による広告の内容等の変更に係る管理者の要求に応じないとき。
- (4) 広告主が書面により広告掲載の辞退を申し出たとき。
- (5) その他管理者が広告掲載に特に支障があると認めたとき。

2 要綱第8条の規定する契約の解除又は許可の取消しがあった場合、管理者は、応募者の中から、基準を満たしている者と契約することができる。

(申込み停止)

第12条 広告主が前条第1項各号のいずれかに該当したとき又は広告主決定後において広告掲載を辞退したときは、当該広告主が当該年度において第6条の規定による申込みを行うことができないものとする。

(広告掲載料の還付)

第13条 既に納付した広告掲載料は還付しない。ただし、広告主又は広告取扱者の責めに帰すことができない事由により広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

別表（第2条関係）

位 置	規 格	広告掲載の期間	広告掲載料（税別）
裏表紙下段	縦 70m m × 横 180m m	1号単位	50,000 円